

ゆらの里ショートステイ指定短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人福寿会が開設するゆらの里ショートステイ（以下「当施設」という。）が行う指定短期入所者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ゆらの里ショートステイ
- 二 所在地 太田市由良町104-7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 本体施設を含む
 - 医師 1名（非常勤）
 - 生活相談員 1名（常勤、兼務）
 - 看護職員 1名以上（常勤、兼務）
 - 介護職員 2名以上（常勤）
 - 介護職員 1名以上（非常勤）
 - 栄養士 1名（常勤、兼務）
 - 調理員 1名以上（常勤、兼務）
 - 機能訓練指導員、看護師1名（看護職員と兼務）従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名（常勤）
事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は8名とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常生活動作）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、1キロメートルごとに100円。
- 二 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
- 三 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
- 四 理美容代として、1,500円
- 五 口座引き落とし手数料として、165円
- 六 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、太田市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第11条 従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

一 身体的拘束等の正常化のための対策を検討する委員会を、3月に1回以上開催及び、従業者に対する研修を定期的実施するものとする。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

一 管理者は、防火管理者を選任する。

二 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

三 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年3月及び9月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止の対応)

第13条 施設は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び、従業者に対する研修を定期的実施するものとする。

二 施設が整備した虐待防止のための指針の策定。

三 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 施設は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者（短期入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる短期入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、短期入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年1回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人福寿会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成21年12月1日より施行する。

この運営規程は、平成27年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成27年7月1日より施行する。

この運営規程は、平成28年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成29年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成30年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成31年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成31年10月1日より施行する。

この運営規程は、令和3年4月1日より施行する。

この運営規程は、令和4年10月1日より施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。

この運営規程は、令和6年6月1日より施行する。

この運営規程は、令和6年8月1日より施行する。

別表

料金の算定については地域区分により 1 単位に 10.17 円を乗じたものとする

区分	項目	金額	備考
基本	要介護 1	704 単位／日	
	要介護 2	772 単位／日	
	要介護 3	847 単位／日	
	要介護 4	918 単位／日	
	要介護 5	987 単位／日	
加算	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位／日	
	送迎加算	184 単位／日	
	介護職員等処遇改善加算	合計単位数*11.3%	

滞在費・食費

料金の種類	金額
滞在に関する費用	2,066 円／日
滞在に関する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第 1 段階認定者
	ユニット型個室 880 円／日
	第 2 段階認定者
	ユニット型個室 880 円／日
	第 3 段階①認定者
	ユニット型個室 1,370 円／日
食事の提供に関する費用	第 3 段階②認定者
	ユニット型個室 1,370 円／日
食事の提供に関する費用	1,505 円／日 (朝食 417 円、昼食 540 円、夕食 548 円)
食事の提供に関する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第 1 段階認定者 300 円／日
	第 2 段階認定者 600 円／日
	第 3 段階①認定者 1,000 円／日
	第 3 段階②認定者 1,300 円／日